

輪之内町社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、輪之内町社会福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し、輪之内町補助金等交付規則（平成4年輪之内町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給目的)

第2条 この支援金は、原油価格・物価高騰の影響を受けながらもサービスの安定的な提供を継続している社会福祉施設等を支援することを目的とする。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす法人等（以下「対象法人等」という。）とする。

- (1) 令和5年12月1日時点で町内に所在し、別表の中欄に掲げる事業所又は施設等（以下「事業所等」という。）を運営している法人であること。
- (2) 輪之内町暴力団排除条例（平成23年輪之内町条例第17号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと
- (3) 町が管理運営する事業所等でないこと。
- (4) 政治団体でないこと。
- (5) 宗教上の組織又は団体でないこと。
- (6) 令和6年3月31日まで事業を継続する意思があること。
- (7) 前各号に掲げる者のほか、本支援金を交付することが適当でないと町長が認めるものでないこと。

(支援金の交付額)

第4条 支援金の交付額は、別表左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。ただし、支援金の支給は、事業所等ごとに1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、同一区分の事業所等が同一住所地内に複数ある場合は、一の事業所等として支援金を交付する。

(支援金の申請)

第5条 対象法人が支援金の交付を受けようとするときは、輪之内町社会

福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書（第 1 号様式）及び誓約書（第 2 号様式）に必要書類を添えて、令和 6 年 3 月 15 日までに町長に申請しなければならない。

（支援金の交付決定等）

第 6 条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、交付の適否を決定し、輪之内町社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

（支援金の請求及び交付）

第 7 条 前条の規定により支援金の交付の決定を受けたものは、輪之内町社会福祉施設等物価高騰対策支援金請求書（第 4 号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の規定に基づき請求書の提出があった場合は、速やかに当該申請者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

（交付決定の取り消し等）

第 8 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 法令及びこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき
- (3) その他社会通念上著しく不適切な行為を行った場合

2 町長は、前項の規定により取消しを行ったときは、輪之内町社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付決定取消通知書（第 5 号様式）により通知するものとする。

3 町長は、第 1 項の規定により、支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該交付を受けた申請者に対し、期限を定めその返還を命ずるものとする。

4 町長は、第 1 項の取消しにより申請者に損害が生じた場合であっても、その賠償の責めを負わない。

（調査等）

第 9 条 町長は、支援金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対し関係資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(書類の保存)

第 10 条 支援金の交付を受けた対象法人等は、当該支援金に係る書類を、支援金の交付の決定に係る会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和 5 年 12 月 22 日から施行する。
- 2 この告示は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 8 条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表 (第 3 条、第 4 条関係)

区分	事業所等種別	支援金の交付額
1	居宅介護支援事業所 特定・障害児相談支援事業所	30,000 円
2	訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 居宅療養管理指導事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 ※訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所については、保健医療機関におけるみなし指定事業所を除く 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所	30,000 円
3	通所介護事業所 (地域密着型・認知症対応型を含む)	50,000 円

	<p>通所リハビリテーション事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 生活介護事業所 就労継続支援 A 型事業所 就労継続支援 B 型事業所 児童発達支援事業所 放課後デイサービス事業所</p>	
4	<p>認知症対応型共同生活介護事業所 特定施設入居者生活介護事業所 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 ※短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所については、空床利用型を除く 有料老人ホーム 共同生活援助事業所</p>	100,000 円
5	<p>介護老人福祉施設 介護老人保健施設 障害者支援施設</p>	300,000 円

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

申請者（法人等）名 _____

代表者職氏名 _____

所在地

電話 — —

担当者名（ _____ ）

輪之内町社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書

次のとおり、輪之内町社会福祉施設等物価高騰対策支援金の交付を受けたいので申請します。

申請額 金 _____ 円

（支援金額の内訳）

区分	事業所等名称・種別	申請額（円）
計		

(裏面)

区分	事業所等種別	一の事業所等 当たりの申請額
1	居宅介護支援事業所 特定・障害児相談支援事業所	30,000円
2	訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 居宅療養管理指導事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 ※訪問看護事業所、訪問リハビリテーション 事業所については、保健医療機関における みなし指定事業所を除く 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所	30,000円
3	通所介護事業所（地域密着型・認知症対応型 を含む） 通所リハビリテーション事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 生活介護事業所 就労継続支援A型事業所 就労継続支援B型事業所 児童発達支援事業所 放課後デイサービス事業所	50,000円
4	認知症対応型共同生活介護事業所 特定施設入居者生活介護事業所 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 ※短期入所生活介護事業所、短期入所療養介 護事業所については、空床利用型を除く 有料老人ホーム 共同生活援助事業所	100,000円
5	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 障害者支援施設	300,000円

(注) 同一区分の事業所等が同一住所地内に複数ある場合は、一の事業所等とする。

第 2 号様式（第 5 条関係）

輪之内町長 様

誓約書

輪之内町社会福祉施設等物価高騰対策支援金の交付申請にあたり、下記のすべてについて宣誓・同意します。

1. 交付要件を全て満たしていること。
2. 支援金の申請に関し提出した書類及び記載内容に虚偽が無いこと。
3. 支援金を重複して申請・受給しないこと。
4. 支援金を申請する事業所等において、令和 5 年 12 月 1 日時点で廃止又は休止しておらず、令和 6 年 3 月 31 日までの間に廃止又は休止する予定がないこと。
5. 支援金の収支にかかる証拠書類を 5 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）保存すること。
6. 町から申請内容及び審査に関する立入検査を含む調査・報告・是正のための依頼・措置等の求めがあった場合は、これに応じること。

【署名欄】

年 月 日

申請者（法人等）所在地

申請者（法人等）名

代表者職氏名

第 3 号様式（第 6 条関係）

輪福第 号
年 月 日

様

輪之内町長 印

輪之内町社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で交付申請があった輪之内町社会福祉施設等物価高騰対策支援金については、下記のとおり決定しましたので、輪之内町社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱第 条の規定により通知します。

記

1. 交付

(1) 交付決定額 _____ 円

(2) 交付条件

2. 不交付

不交付の理由

第 4 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

申請者（法人等）名 _____

代表者職氏名 _____

所在地

電話 — —

担当者名（ _____ ）

輪之内町社会福祉施設等物価高騰対策支援金請求書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた輪之内町社会福祉施設等物価高騰対策支援金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

請求額	円
金融機関名 及び本支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義	

第 5 号様式（第 8 条関係）

輪福第 号
年 月 日

様

輪之内町長 印

輪之内町社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった
輪之内町社会福祉施設等物価高騰対策支援金について、下記の理由により
その全部又は一部を取り消しましたので、輪之内町社会福祉施設等物価高
騰対策支援金交付要綱第 条第 項の規定により通知します。

記

1. 取消の理由

2. 交付決定額 円

3. 取消額 円

4. 交付済額 円

5. 返還額 円